

入札の手引き

この「入札の手引き」は、北広島町財務規則（平成 17 年規則第 47 号）及び北広島町入札執行規程（平成 17 年訓令第 39 号）の規定に基づき作成したものです。

北広島町が行う競争入札のうち、電子入札対象外案件に参加する際には、この手引きを参考にしてください。

なお電子入札対象外案件とは、広島県及び県内市町が共同運営する広島県電子入札等システムを利用しない案件（測量・建設コンサルタント等業務以外の業務委託、賃貸借、備品購入等）をいいます。

I. 入札内容の確認

1. 指名業者の通知方法

指名業者の通知は書面にて行います。通知には、入札に関する事項を記載していますので、必ず内容を確認してください。

2. 仕様書・設計図書等の閲覧

指名通知書に記載された方法により仕様書・設計図書等の閲覧をしてください。

3. 指名通知案件の辞退

入札を辞退される場合は、入札日の前日までに辞退理由を明記した書面（辞退届）を提出してください。入札開始時刻になっても辞退の届出なく入札会場に来られない場合は、入札を辞退したものとみなします。ただしこの場合にあっては辞退届の提出は必要です。

入札を辞退したことを理由に町が不利益な取扱いを行うことはありません。

II. 入札の準備

1. 入札書

入札書には必要な事項（入札金額、案件名、案件場所、社名等）を記載し、押印してください。

なお初回入札で落札とならなかった場合は、直ちに同一会場にて2回を限度とする再入札を実施しますので、入札は最大3回まで行うことがあります。入札書についても事前に複数枚準備していただくようお願いします。

2. 入札金額

消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を差し引いた額（税抜価格）を入札金額として記載してください。この場合の契約金額は、消費税及び地方消費税に相当する額（金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を加算した金額とします。

ただし例外的に、一部の入札案件では税込価格の記載を求めるもの、また総額記載でなく年額又は月額での記載を求めるもの等がありますので、詳細については指名通知書、仕様書等でご確認いただくほか、不明な点は指名通知書発行の所管課へお問い合わせください。

3. 委任状

指名業者の代表者以外の方（代理人）が入札に参加する場合は、委任者の押印がされた委任状を提出する必要がありますのでご準備ください。代理人は同一の入札について他の会社の代理人を兼ねることはできませんのでご注意ください。

同一日に複数の入札に参加される場合は、案件ごとに委任状をご用意ください。

4. その他

指名通知書及び仕様書等で、その他入札に係る書類の提出を求められている場合は、所定の日までに提出してください。

Ⅲ. 入札会の手順

入札会は、指名通知書において指定した入札会場で開催します。

当日は会場入り口に入札順序を掲示していますので、指名通知書に記載された入札時間までに必ず会場に来ていただき、再度ご確認ください。

入札会の手順は以下のとおりです。

No	進行
1	入室の誘導 会場入り口で職員が入札案件名を読み上げます。その案件に参加される業者の方は入札会場へ入室し、着席してください。
2	委任状の提出（該当者のみ） 入室後に職員から委任状提出の指示がありますので提出してください。
3	開会宣言 入札執行者が入札会の開会を宣言します。
4	入札執行にあたっての説明 入札執行者補佐が入札にあたっての諸注意について説明します。
5	入札者名、入札案件名等の確認、及び入札開始宣言 事務担当職員が入札者名を読み上げ、入札案件名等の確認を行ったのち、入札開始を宣言します。
6	入札 中央に机上の入札箱へ入札書を投函してください。入札書は封筒に封入する必要はありませんので、入札書を三つ折り又は四つ折りにして投函してください。
7	開札作業 事務担当職員は、すべての入札者の投函を確認すると入札箱を回収し、入札金額の確認、集計を行います。
8	落札業者の選定 入札執行者は、集計結果と町が設定した予定価格を照合し、予定価格以下であり、かつ最低入札価格を提示した者の選定を行います。
9	開札結果の公表 開札結果により次の3通りがあります。 ① 落札者決定 開札の結果、落札者がある場合は、落札者を決定し宣言します。 ② 再入札 開札の結果、予定価格を下回る入札がないときは、直ちに再入札を行うことを宣言します。再入札に際しては、前回の最低入札価格を公表しますので、その価格未満で記載してください。最低入札価格以上で再入札されると失格となりますのでご注意ください。（手順はNo.6に戻る。） 再入札で辞退を希望される場合は、入札書の金額欄に「辞退」と記載し、投函してください。なお再入札で辞退された場合は、3度目入札（再々入札）に参加することはできません。 ③ 入札不調 初回入札、再入札、再々入札を経て落札者となるべき者がいない場合は、入札不調であることを宣言します。
10	閉会宣言 入札執行者が入札会の閉会を宣言し、終了します。

※1 入札書の書き換え、引き換え又は撤回はできませんので、投函前に記載内容を再確認してください。

※2 開札の結果、予定価格以下での同額の最低入札価格が複数ある場合は、直ちに会場内でくじ抽選により落札者を決定します。

※3 入札会で落札者決定を宣言しますので、個別に通知等を行うことはありません。

※4 落札者に対しては、後日、個別に担当課から契約に関する連絡をします。

IV. 入札会に参加できない者

次に掲げる事項に該当する場合は、指名通知を受けた者であっても入札会に参加することはできませんのでご注意ください。

- (1) 入札日において、北広島町から指名除外措置の対象となっている者
- (2) 入札日において、契約履行に必要な資格を失っている者
- (3) 入札開始時刻に遅れてきた者
- (4) 入札会の執行を妨げた者

V. 入札の無効

次に掲げる事項に該当する場合は、入札を無効とします。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者の入札
- (2) 代理人が委任状を提出しなかった入札
- (3) 入札書に記名及び押印（社印又は代表者印若しくは代理人の印）のない入札
- (4) 入札書の金額を訂正した入札（金額以外の訂正は有効ですが、訂正印が必要です。）
- (5) 入札書の記載事項が不明瞭で判読できない入札
- (6) 同一事項の入札において他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (7) 入札者が連合をしたときの入札
- (8) 入札に際して、虚偽又は不正な行為があった入札
- (9) その他指定した入札条件等と合致しない入札

VI. 入札の取り止め等

入札参加者が談合し、又は不穏な行動をなす等、入札を公平に執行できないと認められるときは、当該入札の執行を延期又は取り止めることがあります。

VII. 異議の申立て

入札をした者は、入札後に仕様書・設計書等に不明を理由として異議を申し立てることはできません。

VIII. 公正な入札の確保

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等を遵守し、厳正に入札してください。